

一般廃棄物処理業者に対する行政処分要綱

制定	平成12年10月26日	区長決定
		要綱第132号
改正	平成13年3月30日	部長決定
		要綱第91号
改正	平成16年7月12日	部長決定
		要綱第113号
改正	平成21年3月23日	部長決定
		要綱第207号
改正	平成23年3月28日	区長決定
		要綱第39号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）および品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成11年品川区条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業者および一般廃棄物処分業者に対する不利益処分（以下「行政処分」という。）等の基準および手続きを定めることにより、法および条例の目的の実現ならびに行政処分における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 処理業者 許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者および一般廃棄物処分業者
- (2) 処理基準 条例第61条（処理基準）に規定する一般廃棄物処理基準および特別管理一般廃棄物処理基準

(行政処分の種類)

第3条 行政処分は、行政指導の方式では、法および条例の目的を達成することができない場合に行うものとし、その種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 改善命令は、法第19条の3に基づき、処理基準に適合しない保管、収集、運搬または処分を行う処理業者に対し、その方法の変更やその他必要な改善を命ずることをいう。
- (2) 措置命令は、法第19条の4に基づき、処理基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬または処分により生活環境の保全上支障が生じ、または生じるおそれがある場合で、処理業者に対し、その支障の除去または防止のために必要な措置を命ずることをいう。
- (3) 許可の取消しは、法第7条の4および条例第64条に基づき、処理業者に対し、

許可を取り消すことをいう。

- (4) 事業の停止命令は、法第7条の3および条例第63条に基づき、処理業者に対し、期間を定めて全部または一部の事業の停止を命ずることをいう。

第2章 行政処分の基準

(改善命令)

第4条 改善命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を定めて行うことができる。

- (1) 行政指導では、保管、収集、運搬および処分の方法が改善されないとき。
(2) 緊急に保管、収集、運搬および処分の方法の改善を必要とするとき。

(措置命令)

第5条 措置命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を定めて行うことができる。

- (1) 行政指導では、支障の除去等の措置が講じられないとき。
(2) 緊急に支障の除去等の措置を講ずることが必要なとき。

(許可の取消し)

第6条 許可の取消しは、別表1に掲げる処分理由のいずれかに該当するときは、これを行わなければならない。

2 許可の取消しは、前項に該当する場合を除き、別表1の2に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に行うことができる。

3 前2項の場合において、当該事業者が複数の業の許可を持つ場合は、その全ての許可を処分対象とすることができる。

(事業の停止命令)

第7条 事業の停止命令は、別表2に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に行うことができる。ただし、区長の指定する処理施設への搬入禁止等で同等の効果を達成できると認められる場合は、この限りでない。

(事業の停止期間)

第8条 事業の停止期間は、別表2のとおりとする。

(事業の停止期間の軽減)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の停止期間を軽減することができる。この場合の軽減日数は、前条の期間の2分の1を限度とする。

- (1) 違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。
(2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講じる等、軽減するに足る理由があると認められるとき。

(事業の停止期間の加重)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の停止期間を加重することができる。

る。この場合の加重日数は、第8条の期間の2分の1を限度とする。

(1) 違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。

(2) 事業の停止命令を受けた日から5年以内に再び法もしくは法に基づく処分または条例または条例に基づく処分に違反する行為をしたとき。

(複数違反の場合の取扱い)

第11条 違反が二つ以上ある場合は、最も重い違反行為について処分する。ただし、特に必要と認める場合は、各違反行為の処分を合算したものを限度として、処分する。

(第三者に対する違反行為の実行要求等に係る行政処分)

第12条 第6条、第7条および第11条の規定は、処理業者が第三者に対して違反行為の実行を要求もしくは依頼または教唆もしくは幫助したときも、これを適用する。

(警告)

第13条 法、条例、品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則（平成12年品川区規則第8号）、一般廃棄物処理業の許可に関する取扱要綱（平成13年品川区要綱第15号）の規定または通知に違反する行為を行った場合には、文書により警告することができる。

(通知)

第14条 区長は、第6条から第11条までの規定に基づく行政処分を行った場合には、遅滞なく東京二十三区清掃一部事務組合に通知する。

第3章 行政処分の手続き

(聴聞)

第15条 許可の取消しおよび事業の停止期間が60日を超える停止命令を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者について、聴聞を行わなければならない。ただし、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項および品川区行政手続条例（平成10年品川区条例第2号）第13条第2項の規定により聴聞を要しない場合を除く。

(弁明の機会の付与)

第16条 事業の停止が60日以下の停止命令および区長の指定する処理施設への搬入の禁止命令を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者について、弁明の機会を付与しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 生活環境保全上の支障が生じており、早急にその支障を除去する必要があるとき。

(2) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、支障が生じた後では支障の除去または生活環境の回復が望めないとき。

(3) 生活環境保全上の支障が生じており、その支障が広範囲に及ぶため、影響を受

ける者が多数に及ぶとき。

(口頭による弁明の聴取)

第17条 前条に定める弁明は、口頭により行うことができる。ただし、口頭による弁明を認めるときは、職員に弁明を録取させなければならない。

2 口頭による弁明の聴取は、品川区清掃事務所長が主宰する。

(行政処分の実施)

第18条 この要綱に定めるもののほか行政処分の適用に当たっては、品川区行政手続条例等に基づいて実施するものとする。

付則

- 1 この要綱は、平成12年10月23日から適用する。
- 2 この要綱は、平成13年 3月30日から適用する。
- 3 この要綱は、平成15年12月 1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成21年 4月 1日から適用する。
- 5 この要綱は、平成23年 4月 1日から適用する。